

講義録レポート

講義録コード 06-11-9-101-02

講 座	社会保険労務士	テーマ	目指せ！法律知識ゼロからの一発合格
目標年	2011年合格目標		
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☐ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ		
	☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	宮島 哲浩 先生	講義録枚数	1 枚	※レポート含まず
		配布レジュメ	32 枚	

配布教材	・ 法律の基礎知識 本論編 (14枚) ・ 社労士試験『一発合格の秘訣』No.1～No.3 (3枚) ・ 合格体験記 (15枚)
------	--

備考	
----	--

社 労 士 講義録

科目 目指せ! 法律知識
目 ゼロからの一発合格

コース 無料公開セミナー

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

講師

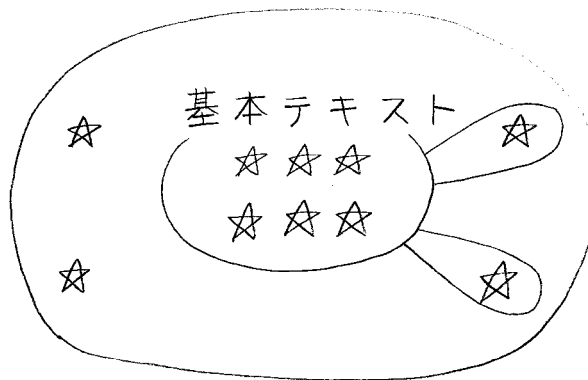
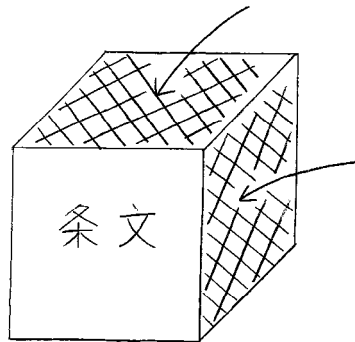
宮 島

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

通勤
↓
始業
↑
(会社)
↓
終業
↓
通勤
↓
帰宅



本論編

1

法律の基礎知識

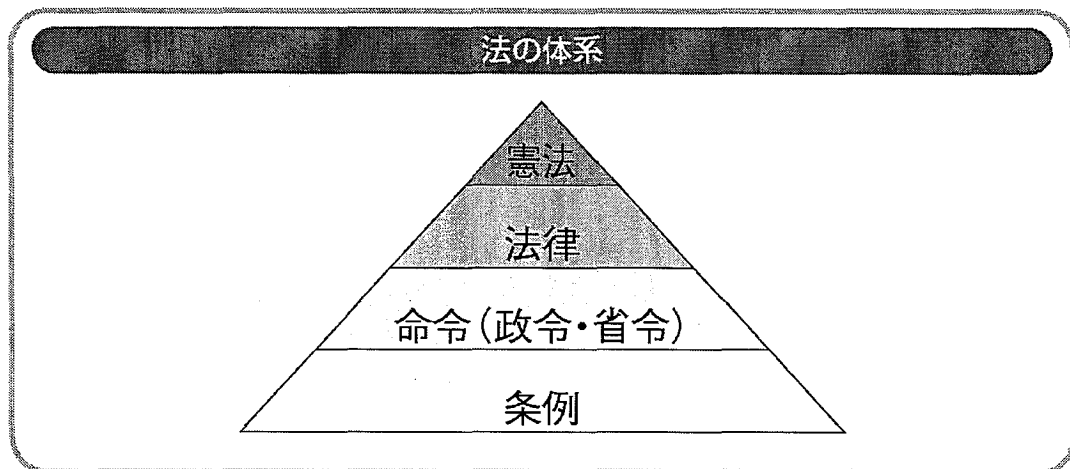
1. 法の体系
2. 法令の構造
3. 基本用語の解説

1 法の体系

1 法の体系

[法の体系]

法（法規又は広い意味での法律）には、慣習法などの不文法（文書になっていない法）もこれに含まれるのですが、**成文法**（文書になっている法）に限っていいますと、法は、大きく、**憲法**、**法律**、**命令**及び**条例**から構成されています。



[憲法]

「**憲法**」とは、国の統治組織や国民の基本的人権などを定める国の基本法で、我が国では「**日本国憲法**」がこれに当たります。憲法は、法体系の中では**最高法規**に位置しており、法律などのそれより下位の法は、憲法の内容に適合するものでなければなりません。

日本国憲法第98条第1項

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

[法律]

「**法律**」とは、**衆参両議院の議決**を経て制定される法です。「国の唯一の立法機関（憲法第41条）」である国会により制定される法ですので、**憲法に次ぐ効力**を有しています。

[命令]

「**命令**」とは、国会の議決を経ずに、**行政機関**が定める法です。このうち、**内閣**が法律を施行するために定めるものを「**政令**」といい、**各大臣**が法律や政令を施行するために定めるものを「**省令**」といいます。法律の内

容との関係でいいますと、これらは、法律に規定されていない、より詳細な内容を規定したものということになります。例えば、健康保険法でいいますと、健康保険法（法律）に併せ、健康保険法施行令（政令）や健康保険法施行規則（省令）に細部の事項が定められており、これらが一体となって、健康保険法が施行されているわけです。

〔条例〕

「条例」とは、地方公共団体（都道府県や市区町村）が、その自主的な立法権に基づいて、法律の範囲内で制定する法で、その地域の中だけで適用されることになります。

2 一般法と特別法

〔一般法と特別法〕

その法が適用される領域が特に限定されていない法を「一般法」というのに対し、その法が適用される領域が限定されている法を「特別法」といいます。例えば、民法が労使間を含めた「私人間」一般の相互関係を規制している一般法であるとすれば、労働基準法などの労働法は、私人間のうちの「労使間」の相互関係を規制している特別法ということになります。

種 類	意 義
一般法	適用領域が限定されていない
特別法	適用領域が限定されている

〔特別法の優先〕

同じ事項について、一般法と特別法とで異なる規定がある場合には、特別法の規定が優先します。例えば、民法には、「成年に達しない子は、父母の親権に服する（第818条第1項）。親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない（第824条）。」と規定されていますので、民法に従えば、親は未成年者である子の同意を得れば、その子に代わって労働契約（労働者として働く旨の契約）を結ぶことができることになります。

しかし、労働基準法第58条第1項には「親権者又は後見人は、未成年者に代わって労働契約を締結してはならない。」と規定してあります。この場合、特別法である労働基準法の規定が一般法である民法の規定に優先しますので、その結果、親は、たとえ本人の同意があったとしても、未成年者である子に代わって労働契約を締結してはならないことになるわけです。

2 法令の構造

1 法令の構造

[本則と附則]

法令（法律や命令）は、大きく「**本則**」と「**附則**」から構成されています。このうち、「**本則**」とは、法令の**主体的部分**のことであり、「**附則**」とは、その法令の施行期日、その法令の施行に伴う経過措置、その法令の施行に伴って必要となる他の法令の改廃措置などを規定した、法令の**附帯的部分**のことです。

種 類	意 義
本則	法令の主体的部分
附則	法令の附帯的部分

[附則が重要な場合]

法令の学習においては、一般に「**本則**」の学習が中心となりますが、「国民年金法」や「厚生年金保険法」などの年金法においては、「**附則**」が重要な位置を占めることになります。これは、これらの年金法においては、大幅な改正が繰り返し行われ、その度に**経過措置**が設けられてきたためです。年金法の学習においては、これらの経過措置が記されている「**附則**」を把握することなしに法令を理解することはできないといえるでしょう。

2 条文の構造

[条文の項と号]

法令は、第1条、第2条…という具合に、「**条文**」から構成されています。条文は、その文章が長く、区切りをつける必要がある場合には、第1項、第2項…という具合に、「**項**」に区分します。また、条文又は項の中において多くの事項を列記する場合には、第1号、第2号…という具合に、「**号**」を用いて分類します。

[条文の項と号の例示]

条文の項と号を労働基準法第95条で例示すると次のようになります。なお、条文中の「乃至（ないし）」とは、比較的古い法令で用いられる「から…まで」という意味の用語で、「第1号乃至第4号」とは「第1号から第4号まで」ということです。

労働基準法第95条

事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、次の事項について寄宿舎規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。

- 一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項
- 二 行事に関する事項
- 三 食事に関する事項
- 四 安全及び衛生に関する事項
- 五 建設物及び設備の管理に関する事項

第1項
..第1号
..第2号
..第3号
..第4号
..第5号

② 使用者は、前項第1号乃至第4号の事項に関する規定の作成又は変更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

第2項

③ 使用者は、第1項の規定により届出をなすについて、前項の同意を証明する書面を添附しなければならない。

第3項

④ 使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、寄宿舎規則を遵守しなければならない。

第4項

従って、例えば、「起床、就寝、外出及び外泊に関する事項」は、「労働基準法第95条第1項第1号」ということになります。

3 通達と判例

[通達]

法令そのものではありませんが、法令を学習する際にその知識が必要となる事項に「**通達**」や「**判例**」があります。「**通達**」とは、各大臣、各庁・各局の長などが、その所管の諸機関や職員に伝達した事項をいい、法令の解釈、運用方針、個々の事項に関する上級官庁の見解などがその内容となっています。社会保険労務士試験においては、特に「**労働基準法**」及び「**雇用保険法**」において**通達からの出題が目立ちます**ので、法令に併せて学習しておく必要があります。

[判例]

「**判例**」とは、過去の裁判において裁判所が示した判断をいいます。社会保険労務士試験においては、「**労働基準法**」などにおいて、主として最高裁判所の判例から出題されることがあります。

3 基本用語の解説

1 「以上」と「超える（超過）」

[以上・超える]

一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより多いという場合に「以上」を用い、その基準数量を含まずにそれより多いという場合に「超える（超過）」を用います。例えば、1,000円以上という場合、1,000円を含んでそれより多い金額をいいますが、1,000円を超えるという場合は、1,000円を含まずにそれより多い金額をいいます。

[過半数]

「過半数」は、「2分の1以上」ではなくて、「2分の1を超える」という意味です。これから学習する法律においては、「労働者の2分の1以上の同意を得なければならない」とか、「労働者の過半数の同意を得なければならない」といった表現が出てきますが、これらは同じことをいっているわけではありません。労働者が4人いるとすれば、前者の場合はその2人が同意すればよいことになりますが、後者の場合は少なくともその3人が同意しなければならないことになります。

2 「以下」と「未滿」

「以下」と「未滿」も、「以上」と「超える」の場合と同様の関係になります。一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより少ないという場合に「以下」を用い、その基準数量を含まずにそれより少ないという場合に「未滿」を用います。例えば、1,000円以下という場合、1,000円を含んでそれより少ない金額をいいますが、1,000円未滿という場合は、1,000円を含まずにそれより少ない金額をいいます。

用 語	意 味
以上・以下	基準数量を含む
超える・未滿	基準数量を含まない

3 「以後（以降）」と「後」

一定の時点を基準として、その基準時点を含んでそれより後への時間的広がりを表す場合に「以後（以降）」を用い、その基準時点を含まずにそれより後への時間的広がりを表す場合に「後」を用います。例えば、4月1日以後という場合、4月1日を含んでそれより後をいいますが、4月1日後という場合は、4月1日を含まずにそれより後（＝4月2日以後）を

いいます。

4 「以前」と「前」

[以前・前]

「以前」と「前」も、「以後」と「後」の場合と同様の関係になります。一定の時点基準として、その基準時点を含んでそれより前への時間的広がりを表す場合に「以前」を用い、その基準時点を含まずにそれより前への時間的広がりを表す場合に「前」を用います。例えば、4月1日以前という場合、4月1日を含んでそれより前をいいますが、4月1日前という場合は、4月1日を含まずにそれより前（＝3月31日以前）をいいます。

用 語	意 味
以後・以前	基準時点を含む
後・前	基準時点を含まない

[以内・内]

「以内」と「内」も、理論的には「以前」と「前」などの場合と同様の関係になります。つまり、「以内」が期間や空間的な広がり終点を含むのに対し、「内」はそれを含みません。従って、1月以内という場合は、1月という基準時点を含み、1月内という場合は、1月を含まずに、1月という基準時点前の一瞬間前までの時点を表すことになります。しかし、この両者は理論的には区別されるものの、ほとんど大差がありません。また、実際の用語上もそれほど厳密な使い分けもされていませんので、あまり意識する必要はないでしょう。

5 「又は」と「若しくは」

[[又は]の単独使用]

「AかBか」、あるいは「AかBかCか」というように、単純に並列された語句を選択的に接続する場合には、「又は」を用います。語句が2個のときは「又は」で接続し、語句が3個以上のときは接続部分の最後に1回だけ「又は」を用い、その他の語句は読点で接続しますので、これらは、「A又はB」、「A、B又はC」と記すことになります。

[[又は]と「若しくは」の併用]

「『A又はBというグループ』か『C』か」、あるいは「『A又はBというグループ』か『C又はDというグループ』か『E』か」というように、段階がある語句や語句群を選択的に接続する場合には、大きな接続部分の最

後に1回だけ「又は」を用い、小さい接続部分には「若しくは」を重複して用います。従って、これらは「**A若しくはB又はC**」、「**A若しくはB、C若しくはD又はE**」と記すことになります。

〔「若しくは」の単独使用は?〕

「AかBか」という単純に並列された語句しか接続しないのに「**A若しくはB**」と記したらどうでしょう。なるほど意味は通じるでしょうが、法律の文章としては**奇妙な文章**になってしまいます。法律の文章においては、「又は」という語句が用いられていないのに、「若しくは」という語句が用いられるようなことはないのです。

用 語	用 法
又は	大きな接続（単独使用可）
若しくは	小さな接続（単独使用不可）

6 「及び」と「並びに」

〔「及び」の単独使用〕

「AとB」、あるいは「AとBとC」というように、単純に並列された語句を**併合的に接続**する場合には、「**及び**」を用います。接続の仕方は、「又は」の場合と同様ですので、これらは、「**A及びB**」、「**A、B及びC**」と記すことになります。

〔「及び」と「並びに」の併用〕

『A又はBというグループ』と『C』、あるいは『A又はBというグループ』と『C又はDというグループ』と『E』というように、段階がある語句や語句群を併合的に接続する場合には、大きな接続部分の最後に1回だけ「**並びに**」を用い、小さい接続部分には「**及び**」を重複して用います。従って、これらは「**A及びB並びにC**」、「**A及びB、C及びD並びにE**」と記すことになります。

用 語	用 法
及び	小さな接続（単独使用可）
並びに	大きな接続（単独使用不可）

〔注意点は?〕

単純に並列された語句を接続する場合に用いるという点で、「又は」と「及び」は**同様**です。逆にいうと、「又は」や「及び」を用いることなしに用いないという点で、「若しくは」や「並びに」は**同様**です。注意しなければならないのは、段階がある語句（群）の接続の場合で、「**又は・若し**

くは」の場合と、「及び・並びに」の場合では、使い方が逆になっているという点です。大きな接続をする場合、選択的接続においては、「又は（単独使用できる方の接続詞）」を用いますが、併合的接続においては、「及び（単独使用できる方の接続詞）」ではなく、「並びに（単独使用できない方の接続詞）」を用います。

用 法	用 語
大きな接続	又は・並びに
小さな接続	若しくは・及び

7 「場合」と「とき」

[場合・とき]

「場合」と「とき」は、共に**仮定的条件**を表す用語であり、特にどちらかを優先的に用いなければならないというようなことはありません。ただし、大小2つの仮定的条件を重ねて示す場合には、最初の大きな条件を「場合」で表し、次の小さな条件を「とき」で表すことになっており、「○
○の場合において、△△した(□□である)ときは」という具合に記します。

[時]

「時」は「とき」と記してもかまわないでしょうが、「とき」を「時」と記せるかどうかは問題です。「とき」が仮定的条件を表すのに用いるほか、時点又は時間（時）を示す場合にも用いるのに対し、「時」は、**時点又は時間**を示す場合にしか用いず、仮定的条件を表す場合には用いません。

8 「者」と「物」と「もの」

[者・物・もの]

「者」は、人を表す場合に用います。ただし、この場合の「人」は、難しくいうと「**法律上の人格を有するもの**」をいいますので、**自然人**（人間）のほか、**法人**（株式会社など）も含まれます。一方、「物」は、**人以外の有体物**（物体とか物質と呼ばれるもの）を表す場合に用います。これに対し、「もの」は、「者」又は「物」に当たらないもの（一般的には、抽象的なもの）を表す場合や、「者」や「物」や「者や物に当たらないもの」とが混在しているものを表す場合に用います。

用 語	用 法
者	人を表す（≒person）
物	人以外の有体物を表す（≒material）
もの	上記以外のものを表す（≒thing）

[注意点は？]

「もの」は、あるものにさらに要件を重ねて限定するとき、外国語の関係代名詞に相当する用語としても使用します。例えば、健康保険法第3条で用いられている「臨時に使用される者であって、次に掲げるもの」とか、「次のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたもの」の「もの」がこれに該当します。これらは、説明のための「もの」ですので、「者」とは記しません。

9 「直ちに」と「遅滞なく」と「速やかに」

[「すぐに」という意味]

「直ちに」、「遅滞なく」及び「速やかに」は、いずれも時間的即時性を表す用語で、「すぐに（時間的に遅れることなく）」という意味です。ただし、それぞれ若干のニュアンスの差があります。

[ニュアンスの差]

3つの用語のうち、「直ちに」が、最も時間的即時性が強いといわれていますが、これには一切の遅滞が許されない（何をおいても）というニュアンスがあります。反対に、「遅滞なく」が、時間的即時性が最も弱いといわれていますが、これには、正当又は合理的な理由による遅滞は許される（事情があれば別）というニュアンスがあります。「速やかに」は、時間的即時性においては前2者の中間ということになるでしょうが、前2者には、遅滞により義務違反となる（遅れると違法になる）というニュアンスがあるのに対し、この用語には、訓示的にすぎない（遅れても違法とまではいい切れない）というニュアンスがあります。

用 語	ニュアンスの違い
直ちに	何をおいても早くしないと怒るぞ（≒must）
遅滞なく	訳ありなら勘弁するけど早くしないと怒るぞ（≒have to）
速やかに	早くやっておきましょうね（≒had better）

[学習上は？]

いろいろ説明しましたが、社会保険労務士試験の試験科目の学習に限っていいますと、以上の3者の区別は、ほとんど意識しなくてよいでしょう。これらの用語を多少混同して覚えているからといって、本試験で点を落とすようなことは、まず考えられません。

Ⅹ「推定する」と「みなす」

〔推定する・みなす〕

「推定する」とは、そうであるかどうか不明の事柄について、法令が一応そうであろうと判断を下すことをいいます。これに対し、「みなす」とは、本来異なるものを、法令上一定の法律関係について同一のものとしてしまうことをいいます。

〔両者の違い〕

「推定する」が当事者間の取決めや反証（反対証拠を挙げて否定すること）を許すのに対し、「みなす」はそれを許しません。社会保険の法規においては、船舶の沈没事故などで行方不明（生死不明）となった場合に、死亡したものと推定します。一方、民法においては、単に行方不明（生死不明）となった場合（普通失踪）などに、失踪宣告をすることにより、死亡したものとみなします。前者の推定した場合は、その後本人が生きていることが立証されれば、その推定は覆されます。しかし、後者のみなした場合は、そうはいきません。本人が生きていることが明らかとなったとしても、失踪宣告が取り消されない限り、その法律効果は動かすことができません。

用 語	特 徴
推定する	反証を許す
みなす	反証を許さない

Ⅺ「その他の」と「その他」

〔Aその他のB〕

「Aその他のB」というときは、AはBの例示的なものであり、BはAより意味内容の広いものであることを示しています。例えば、「賃金、労働時間その他の労働条件」という場合、「賃金や労働時間」は、「労働条件」の例示であり、「労働条件」は、「賃金や労働時間」を包括する意味内容を持っています。

〔Aその他B〕

「Aその他B」というときは、通常、AとBが並列関係であることを示しています。例えば、「就業規則その他これに準ずるもの」という場合、「就業規則」と「これに準ずるもの」は、それぞれ別のものであることが想定されています。

用 法	意 味
A その他のB	AはBに含まれる ($A < B$)
A その他B	AとBは別物 ($A \neq B$)

[厚生労働省令で定めるもの]

以上の区分けは、実際には、厳密に行われているわけではないのですが、この区分けからして、これから学習する条文によく登場するであろう「A **その他の**厚生労働省令で定めるもの」と「A **その他**厚生労働省令で定めるもの」の違いも理解されるでしょう。前者の場合、Aは厚生労働省令に定められているでしょうし、後者の場合、Aは厚生労働省令に定められていないのが通例でしょう。

12 「許可」と「認可」

「許可」とは、本来であれば禁止されている行為について、これを解除して、適法にその行為を行うことができるようにする行政行為をいいます。これに対し、「認可」とは、特に禁止されていない行為について、その行為を補完することにより、その法律上の効力を完成させる行政行為をいいます。

13 「意志」と「意思」

「いし」と聞いて、始めから「意思」と書く人は少なく、たぶん「意志」と書くでしょう。「意志」も「意思」も「ある物事をしようとする思いや考え」という意味では同じなのですが、前者が**一般用語**（又は哲学や心理学用語）として用いられるのに対し、後者は**法律用語**として用いられるものだからです。従って、『意志』も『意思』も同じようなものだが、法律の文章では『意思』を用いる」という程度の理解でも差し支えないと思いますが、「意志」が**日常的・一般的な意味**での思いや考えを表すのに対し、「意思」は、**法律的な効果**を発生させようとする思いや考え（法律行為の直接の原因となる心理作用や自分がしようとする法律行為に対する認識）を表すものです。

用 語	用 法
意志	一般的な意味での思い・考え ($\asymp$ will)
意思	法律的な意味での思い・考え ($\asymp$ intention)

14 「聴く」と「聞く」

法律の場合、「きく」は、「聴く」と記す場合の方が多く、「聞く」と記すのは比較的まれです。この両者の違いは特に意識する必要はないのかもしれませんが、「聞く」は、自然に音声が入る場合に用い、「聴く」は自らきく気になって、真面目にきく場合に用いる用語です。従って、法律に「聞く」と記してある場合、「**手続上単にきいておけばすむ**」というニュアンスが含まれているのに対し、「聴く」と記してある場合には「**真剣にきいてきちんと検討する**」というニュアンスが含まれています。従って、「審議会の意見をきく」とか「委員の意見をきく」といった場合には、通常「聴く」を用い、「聞く」は使いません。

用 語	意 味
聞く	耳に入る (≒hear)
聴く	意識してきく (≒listen)

15 「時期」と「時季」

「**時期**」が単純に一区切りの期間を表すのに対し、「**時季**」は**季節的なもの**というニュアンスを含んだ一区切りの期間を表します。例えば、労働基準法第39条第4項前段には、「使用者は、第3項の規定による有給休暇（年次有給休暇のことです。）を労働者の請求する**時季**に与えなければならない。」と記してあり、「時期」ではなく、「**時季**」を用いています。年次有給休暇とは、勤続年数等に応じ、通常の休日・休暇とは別に付与することが使用者に義務付けられている有給の休暇をいいますが、この条文からは、年次有給休暇は細切れに付与されるべきではなく、**バカンス**のように季節的に比較的長期に連続して付与されるのが望ましいという考えも読み取れるのです。

用 語	意 味
時期	単なる一定期間 (≒term)
時季	季節的な一定期間 (≒season)

16 「罰金」と「過料」

いずれも金銭罰ですが、「**罰金**」は刑法に定められた主刑の一つ（刑事罰）ですので、**刑法**（刑法総則や刑事訴訟法）の適用を受けることになります。これに対し、「**過料**」は、行政法上の義務違反行為に対して科せられる制裁（行政罰）ですので、刑法の適用は受けません。

17 「当分の間」

その事項が恒久的ではなく、暫定的なものであるという立法意思を示す場合に「**当分の間**、(□□の措置がとられるまで) ○○とする。」と記します。ただし、実際のところは、「当分の間」と記されて、その後○○が変更されること(□□の措置がとられること)は、ほとんど見受けられませんので、無視して差し支えないのかもしれませんが。

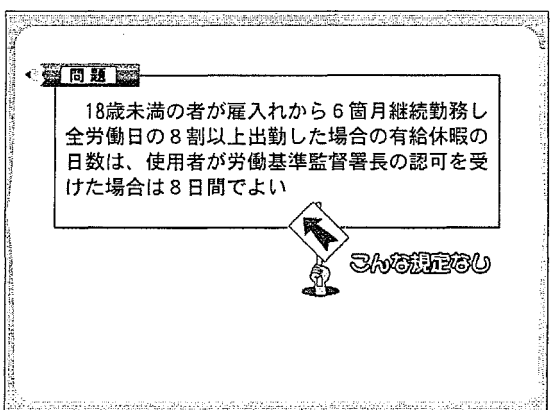
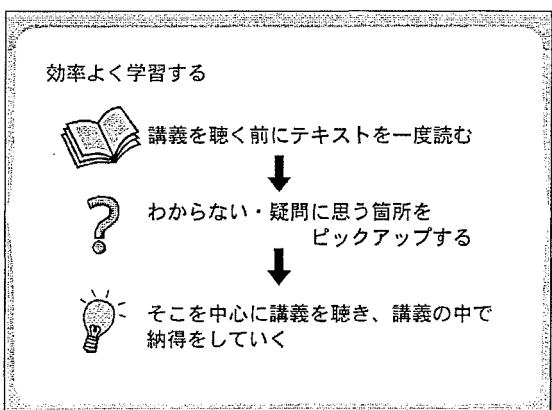
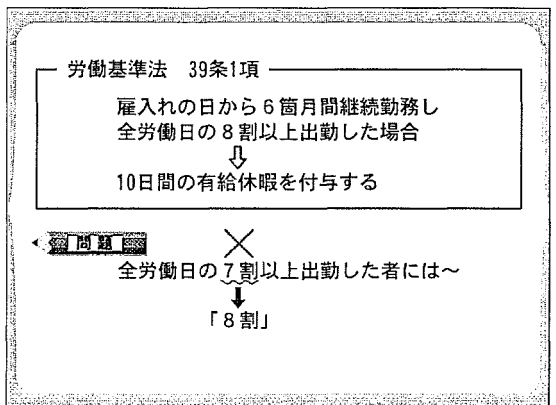
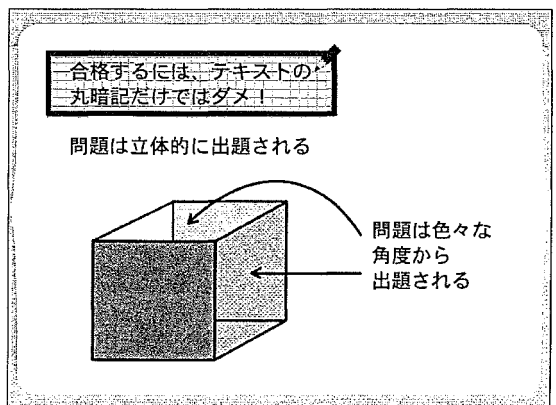
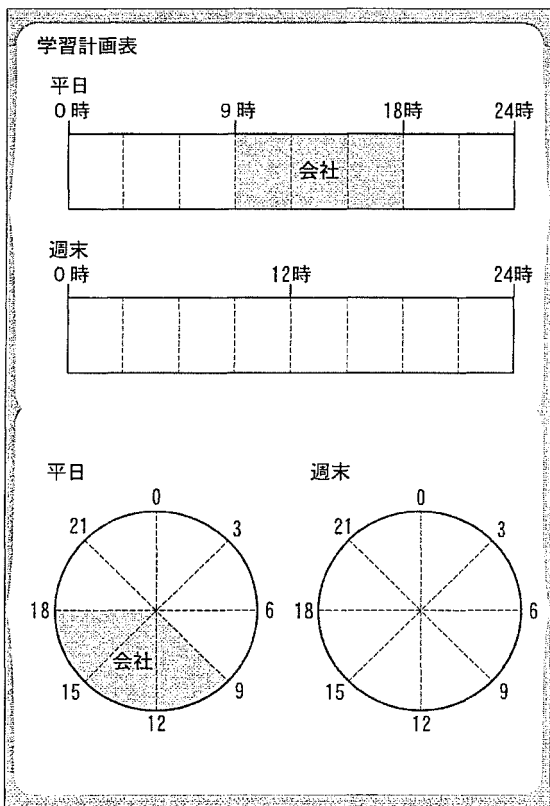
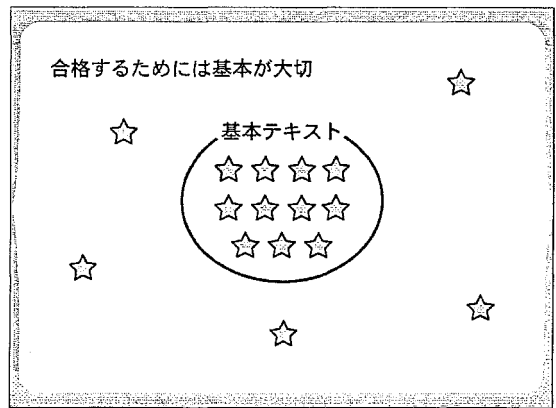
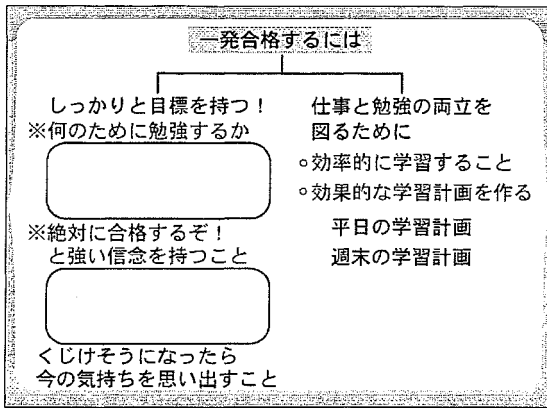
18 「この限りでない」

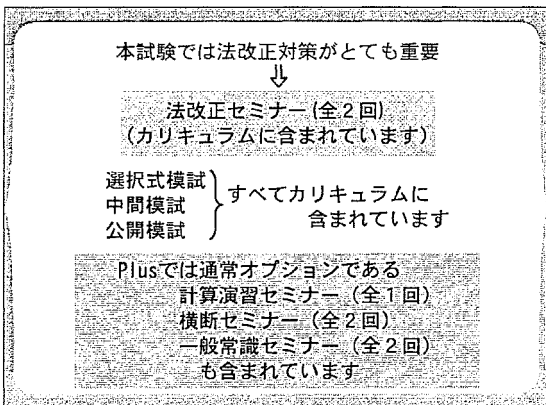
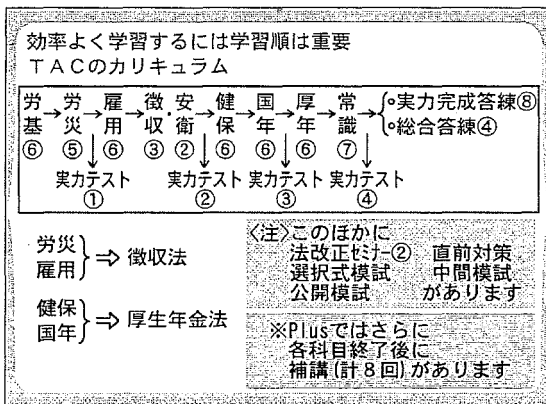
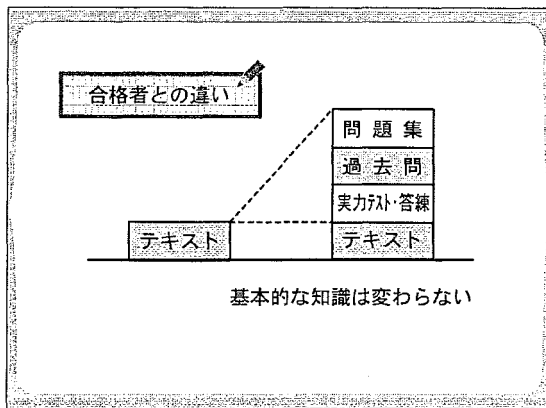
[ただし…この限りでない]

前に記してある規定を打ち消し、その適用除外を定める場合に、「**この限りでない**」を用います。「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金については、**この限りでない**。」という具合に、ただし書の末尾として用います。

[注意点は?]

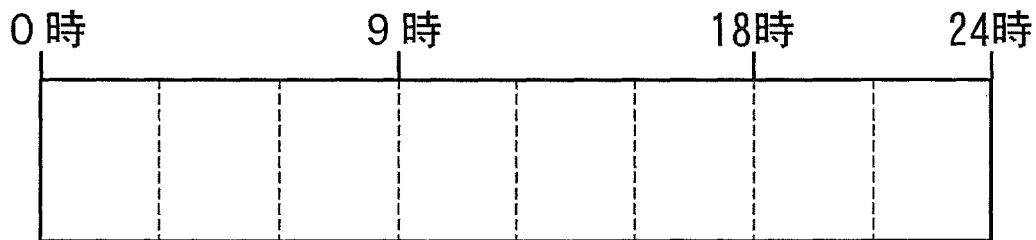
「○○については、この限りでない」とは、前に記してある規定は、「○○については適用されない(○○とは関係がない)」という消極的な意味しか持っておらず、それ以上に何か積極的な意味を持っているものではないと理解しておくことが重要でしょう。つまり、この規定のみをもってしては「○○がどうなるかはさっぱりわからないこと」であり、余計な推論をしてはいけません。極端な話、「AはZとする。ただし、Cはこの限りでない。」と規定しておいて、別のところで「CはZとする」と規定していること(結局、Cはこの限りでなかった=結局CもAと同じくZだったこと)もあり得るのですし、そうしても法律の条文上では一向にかまわないのです。



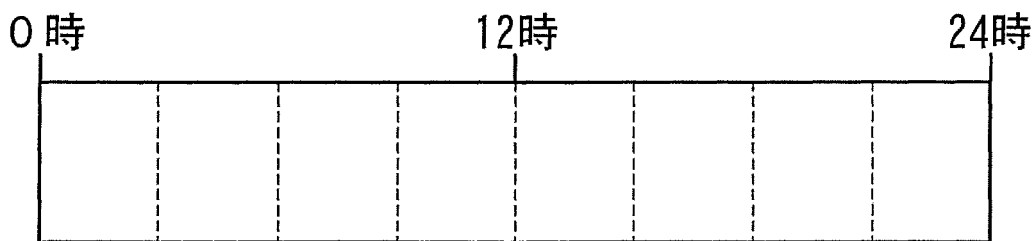


学習計画表

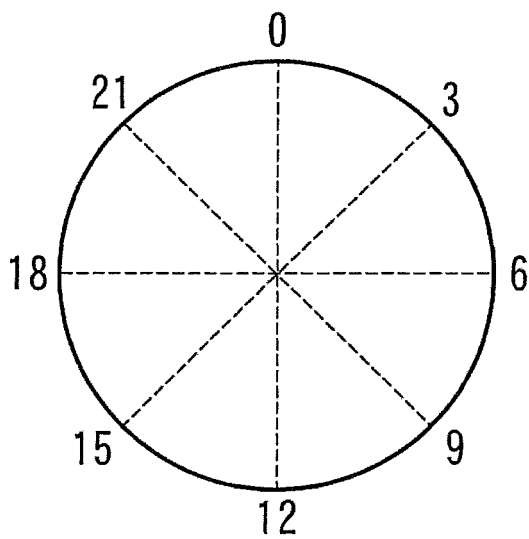
平日



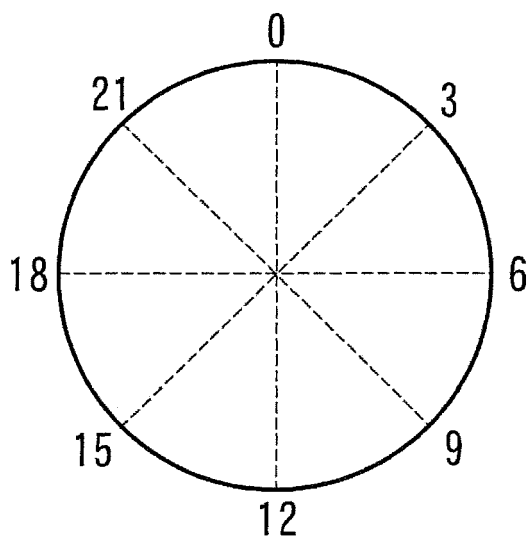
週末



平日



週末



~~~~~

(長すぎてすみません・・・笑って読み流してください)

TAC の Web サイトで、社労士のガイダンスを見て、宮島先生に引き込まれてから、1 年間、TAC と宮島先生だけを信じて、勉強に励みました。

最初は、教室で 5 時間（日曜クラス）も、座っていられるのか？という勉強とは違った不安から始まり、ミニテストや答練では、惨敗。模試に至っては、回を重ねるごとにランクが下がっていく・・・という「合格」とは程遠い、苦しい一年を過ごしていました。

恥ずかしながら、とても丁寧に解説をしてくださっている内容が、聞いているときには、理解できたつもりになってしまうのですが、問題演習をすると、まったく理解できておらず、しかも、何がわからないのか、自分でもわからなかったのです。

先生にどう質問していいのか？こんなこと質問してもいいのか？社労士の問題以前に、問題文の日本語の意味がわからない・・・。なんて、言ってしまっていたのか？

と、散々悩みましたが、ある日、授業終了後先生が話しかけてくださり、勇気を出して、質問してみました。きっと、先生も「この子、何言ってるんだろうな？」と思ったに違いありません。

それでも、一生懸命、質問のはしっこから、小さく問題を切り崩して、丁寧に答えてくださり、最後には「わからないことをわかってもらうためにわたしがいるんですよ」とおっしゃってくださいました。何があっても先生についていこう！と決めた瞬間です。

学生時代から、机に向かって勉強をしたことがなく、今まで何もかも中途半端で、諦め癖がついていた私に、試験当日まで諦めずに TAC の教材のみで勉強を続けていたのは、本当に宮島先生への信仰だったのかもかもしれません。

宮島先生に出会ったみなさん、TAC と宮島先生を信じていれば、必ず合格は勝ち取れると思います！来年の夏、先生とがっちり握手ができるようお祈りしております。

(おまけ)

過去問に手がつかないというお悩みの方へ

過去問は 5 回転くらいやりました！とか、過去問に出てくる問題は完璧に解けるようになりました！とか、インターネット上で当たり前のように書かれていました。

が、私は過去問がまったく解けず、試験形式の問題に拒絶反応がでてしまい、2 科目くらいで挫折。先が思いやられる・・・と思った私は、過去問には手をつけず、問題が一問ずつ個別になっている、『合格のツボ（択一対策）』のみを大活用しました。

最終的に、TAC からいただいた、5 年分の過去問をやったのは、試験 1 週間前に各年、1 回ずつのみでした。そのころには、愛読書にしていた「ツボ」のおかげか、スムーズとはいかないまでも、一通り冷静に問題に目を通す力がついており、不思議と理由つきで答えを選んでいけるようになっていました。

過去問が解けない！と思ったら、「ツボ」をお勧めします！！

~~~~~

~~~~~

宮島先生、こんにちは。今年の社労士試験もうすぐですね。

私は、今月から会計事務所に転職し、新しい環境に慣れるため必死です。今後、徐々に顧問先の給与計算や労務相談の対応をしていくようなので、いざという時に困らないように手続きや助成金の勉強もしていかなばと思っています。

さて、昨年の合格体験記ですが、お送りさせていただきます。

#### <合格体験記>

私は3回目での合格なので、これから勉強を始める方にとって役に立つかわかりませんが、参考にいただければと思います。

受験にあたってよかったと思うことはいくつかありますが、次の3点が大きかったと思います。

まず第一に勉強仲間を作ることの大切さです。教室でいきなり知らない人に話しかけるのは難しいので、先生が懇親会を主催してくれたときは、必ず参加するほうが良いと思います。できれば、実力テストの上位に入るような人と友達になると、会話の中で、勉強の仕方や問題の考え方など参考にできることが多くあります。また、良い意味でのライバル意識を持つことで、モチベーションアップにつながります。8月の最初に授業が終了してしまい、試験までの約1ヶ月間は孤独な勉強生活になりますが、そんなときに勉強仲間がいると心の支えになります。（これはかなり大きいです）

第二に、勉強の仕方です。通常は、予習はしなくても良いから復習をしっかりしなさいと言われていますが、私は予習派でした。授業の前にテキストを一通り読んでおくと、何について話されているのか流れがわかりますので、先生の授業に集中できます。授業を聞いても理解できなかったところや、新たに出てきた疑問点は、授業の後にその場で解決することができます。

宮島先生の授業はアクションが大きいので、授業中にテキストはあまり見ずに先生を集中して見ていると、音声とアクションの両方からのインプットで、強烈に記憶に定着します。（実際に問題を解いているときに頭の中で先生の声とアクションがぐるぐるしているときがあります。）

第三に、過去問はぜったいに解くことです。前の2回の受験のときは、仕事が忙しくてとても過去問まで手が出せずにいましたが、3回目の受験の時は、直前期はテキストはほとんど見ずに、実力テスト、答練、過去問だけを何回も解くようにしました。テキストをしっかり読んで理解を深めてから過去問など解きたくりますが、これだと直前で時間がなくなってしまう。（過去2回の私の不合格はこれが原因だと思っています）あとは択一式を解くときは、〇〇だから合っているとか理由を考えて、理由を含めて回答が合っているかを確認しました。

以上、だらだらと書いてしまいましたが、少しでも参考になるところがあり、勉強に役立つことができれば幸いです。

~~~~~

~~~~~

宮島先生

ご無沙汰しております。●●●●です。

T Mネットワークのメールを拝見しました。お役にたてるかどうか分かりませんが、私の体験記をお送りいたします。

「私は、仕事の関係で、平日夜（新宿）と日曜（池袋）の宮島先生の講義を受けて、1年目で合格することができました。

勉強を始めたばかりのころは、耳慣れない言葉や言い回しも多く、テキストを読んでも、すんなり頭に入らないこともあり、不安に思っていました。が、宮島先生の講義では、テキストの重点項目等をとてもわかりやすく、整理して説明してくだるので、初心者でも理解することができました。

難しい箇所は、講義の中でも繰り返し説明していただきます。

仕事と勉強の両立で、挫けそうになることも多々ありましたが、宮島先生の「まだまだ、これからでも大丈夫ですよ！」というお言葉に、何度も励まされて、本試験まで頑張ることができました。

合格後は、やりたかった人事の職種に転職することもできて、  
宮島先生に、心から感謝しています。

（ちなみにT A Cのテキストは今でも、会社で虎の巻として使っています。）

皆さん、10年度の社会保険労務士の合格に向けて、是非、頑張ってください！

今年の本試験もいよいよ来週の日曜日ですよ！

宮島先生が試験直前にくださった鉛筆は、いまでも私の大切なお守りです。

（本当にありがとうございました。）

温泉法改正は仕事の関係で、残念ながら参加できませんでしたが、来週の屋形船は、参加させていただく予定ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。

~~~~~

~~~~~

宮島先生

こんばんわ。  
池袋日曜クラスを受講しておりました、●●●●と申します。

合格体験記募集！とのことでしたので、私も体験記（というほど立派なものでなくてすみません・・・）を書いてみました。書いていて、これからはじめる人向けには、こんなの使えなさそう。。。と思ってしまいましたが、ボツ覚悟でお送りさせていただきます。

私のようなできの悪い生徒でも、先生の魔法にかかれば、ギリギリでも合格することができるんですよ！と、ぜひ暗示してみてください（笑）

先生のクラスから、多くの合格者がでますように！！  
毎日暑い日が続きますが、お体ご自愛くださいね。  
それでは、失礼しますm(\_ \_)m

追記  
再来週、●●さんと一緒に事務指定講習に参加してきます。  
久々に、TAC のみんなとも会える予感で楽しみです。

~~~~~

宮島先生

こんばんは。●●●●●です。
遅くなっちゃい申し訳ありません。

簡単ですが、私の体験記が参考になれば嬉しく思います。

★体験記★

私は一発合格したかったため TAC に通いましたが、それが合格のカギになったと思います。
社労士試験は範囲が広いので、要領よく勉強していかなければなりません。
その点、宮島先生の講義はどこが重要なのか、本試験ではどういう引っ掛けをしてくるのか、また参考例題等も示してくださり、本試験合格に直結したものだと思います。
一発合格されたい方は是非是非 TAC のカリキュラムを信じ、先生の講義について行ってください。

眠い時、友達と遊びたい時、疲れている時など色々あると思いますが、合格した後の自分を想像し頑張ってください。
皆さんが来年合格することを心からお祈りいたします。

~~~~~

~~~~~

●●です。
合格体験記メモを送ります。
どうぞご活用ください！

社労士合格の秘訣は、なんと言っても「モチベーションを高く持つこと」と「問題を多く解くこと」です。

社労士合格のためにTAC（資格の学校）を選ぶことは最も効率的な選択肢です。
なぜなら、合格へ向けたスケジュールと最新のテキスト・最良の講義がすでに用意されているからです。
あとは、本人のモチベーションを高く保つことと、問題を解くというアウトプットの量を他の受験生以上にやりきることです。

宮島クラスであれば、大勢の仲間達と受験日まで高いモチベーションを保つことができるので、後はとにかく問題を数多く解き、自信をもって受験するだけです！

皆さんの合格を心よりご祈念します！

~~~~~

宮島先生 こんにちは。●●です。  
今年度もいよいよ本試験が迫ってきましたね。  
一年間、講義お疲れ様でした。

合格体験記とのことで、少しでもこれからチャレンジされる方への参考になればと思い、遅くなりましたがご連絡させていただきました。

私は3年間、宮島先生にお世話になりました。

この勉強を始めるにあたっては、不安でなかなか気持ちが固まらず一歩が踏み出せなかったことをよく覚えています。  
誰でも新しいことを始める時って、少し勇気が要りますよね。

法律の勉強もしたことがないし、資格試験のために学校に通うのも初めてのことで不安でいっぱいでしたが、そんな気持ちはすぐに消えました。  
まず、先生の講義はとてもわかりやすく、毎回新しい知識が頭に入ってくることが楽しくなりました。  
そして、当初は全く予想していなかったことでしたが、励まし合い、よい刺激を与えてくれる大切な仲間たちにも出会えました。  
仲間の存在は想像以上に大きく、勉強中はもちろん、合格した今も大切な存在となっています。

今迷っている方や不安な方もいらっしゃると思いますが、大丈夫です！  
合格までは簡単な道のりではないかもしれませんが。

でも、なぜこの勉強をしようと思ったのか、その最初の気持ちさえ忘れなければ、きっと頑張れるはずです。  
そして、先生はもちろん、これから会える仲間も強力にサポートしてくれると思います。

ぜひ、それぞれの目標へ向かっての第一歩を踏み出して、さらなる自分を手に入れていただきたいと思います。  
そして、合格後、一人でも多くの方の素敵な笑顔に出会えることを楽しみにしております。  
ぜひ頑張ってください！！

つたない文章ですが・・・、送付させていただきます。  
よろしくお願いいたします。

~~~~~



~~~~~

宮島先生

ご無沙汰しています。●●です。  
メールが遅くなり申し訳ありません。

合格の秘訣とのことで、色々考えたのですが・・・

これといって秘訣というものが見つかりません。

ただ、入門講座が始まるまで法律なんて一切勉強したことがなかった私が一度で合格できたのは、

- ①一緒に頑張る仲間に出会えたこと
  - ②TACのテキストと過去問以外に手をつけなかったこと
  - ③試験当日は今までしてきたことに自信を持って冷静に取り組めたこと
- だったと思います。  
ありきたりなことでごめんなさい。

飲み会を通じて一緒に勉強する仲間ができ、またお互いにいい意味で意識しあえたので、良い結果が出せた  
と思っています。

毎週一人で講義に通っていただけでは、きっと合格できなかったと思います。

一緒に勉強した仲間たちは、合格してから情報交換などができるので、ぜひ、同じ目標に向かって頑張れる  
仲間を見つけないかと思っています。

~~~~~

宮島先生

ご無沙汰しておりますが、お元気で活躍のことと存じます。

早いものでまた試験直前期になったのですね。

私の体験談が役立つかどうか分かりませんが、特に中高年の方の参考になればと思い、少々メモしてみます。

私自身は長年、経理業務に携わってきたため、社会保険や労働法についての知識も経験も全くありませんで
したが、自分の世界を広げるために社労士試験に挑戦してみました。

勉強を始めるにあたっての心構えというか、心がけたことは次の三点です。

1. 定年近くになっても知的好奇心を持ちつづけること。
2. 自分の勉強スタイルに合った、信頼できる講師を探すこと。
3. 同じ目的に向かってチャレンジしている若い人達と交流すること。

実際の勉強方法として実践してきましたのは、以下のようなごくごく当り前のことばかりです。

1. 予習と復習は必ず行う。特に復習に際しては、講師の説明事項を中心にテキストを読み返しなが、過
去問にあたる。
2. 疑問点は、講師への質問により、なるべく早く解消する。
3. 年齢的なこともあり、内容理解に努め、暗記には頼らない。繰り返し行われるテストの前にテキストに
目を通せば、覚えようという気が無くとも、大事なことは頭にインプットされる。

講義に出席して講師の説明になるほどと頷き、講義の前後には仲間と談笑し、たまには気分転換を兼ねて飲
みに行くというようなTACへの通学は私にとっては楽しい時間でした。

受験勉強を振り返って、良かったと思うことはいくつもあります。

1. 仕事と勉強の両方で充実した時間を送れたこと。
2. 講師の先生を始め、若い仲間との絆ができたこと。
3. 知識、情報量が飛躍的に増え、自分の今後の生活に役立つとともに、社会保険等に関する時事問題に興
味、関心を抱くようになったこと。

大勢の方が社労士試験に挑戦され、仲間がどんどん増えることを期待して、私の体験談といたします。

~~~~~

私は交通事故の後遺症を抱えながら仕事をしている間にうつ状態になり、仕事を辞めました。

その後半年間、外に出ることも出来ずこのままでは自分がダメになると思い、勇気を振り絞ってTAC社労士講座の門を叩きました。

社労士の受験を決意したのは、生涯、自分の身体と向き合いながら社会保険事務に携わりたいと思ったからです。そして数ある受験指導校の中からTACを選択したのはパンフレットに合格祝賀会の写真や合格者のインタビューが掲載されているのを見て、今はとても辛く苦しいが、自分もいつかこの様に（合格者に）なるんだと強く心を奮い立たせてくれたインスピレーションとテキスト等の教材が他校よりも明瞭で理解しやすく、勉強を継続出来ると確信した為です。

1年目は講義に出ることもままならずでしたが、宮島先生や受験仲間に支えられ本試験までたどりついたという感じで、勉強は集中したものではなかったため記念受験に終わったという不完全燃焼。

しかし、自分にとってはここまでうつ病を抱えながら来れたことに少し安堵しておりました。その後、2年間は病気が悪化し、勉強どころではなく、いつも最悪のことばかり考えるという自暴自棄の毎日に葛藤していました。そんな中、唯一の救いが、忙しい講義の合間を縫って宮島先生から頂いた頑張れという励ましのメールでした。その甲斐あって再起を強く抱かせて頂き、翌年からスケジュールを立てて必死に勉強をしました。

講座が始まる秋10月～12月は労基に集中してテキストと過去問を解いて正月は遊び、1月～6月まではテキストを中心にインプットを何度も繰り返し、一科目終わったら新しい科目と平行しながらテキストのインプットと終わった科目の過去問の繰り返しをし、講義がある日は必ず事前に予習し、講義が終わったら復習する。私の場合予習と復習の割合は全体を5とすると3:2（予習:復習）でした。またやる気を持続させる為に実力テストで上位に入ることを目指し、その結果を楽しみに出来るように自分に気合を入れていました。

6月～は答練や模試が始まり勉強する量も増え、時間がいくらあっても足りない位に時間が進みます。今までのテキストや少量の過去問、ミニテスト等に加え答練、模試の本格的なアウトプットを今までの力でどこまで解けるか、また選択式対策もこれらの問題から反復し、模試では全体の順位を強く認識し、次の模試では更にいい結果を出すように過去問、答練、ミニテスト、終了した模試等の問題を繰り返し解いて実力をつけていきました。

本試験の直前1ヶ月は答練と過去問、実力テストを中心に1日1科目をこなしていき、最後の2週間は答練、模試、実力テスト、過去問を朝8時から休憩を挟みながら夕飯直前まで集中して行い、夕食後は一般常識セミナーや横断セミナー、一般常識の問題など一般常識対策に時間を充てて夜11時ごろまでやり、これを試験前日まで繰り返しました。

これで再起を決意した翌年は2度目の受験となり、結果は選択式36点、択一式39点（基準点以下なし）でその年選択式はクリアしましたが、択一の合格ライン42点に3点及ばず不合格になりました。

この年は自分にとっては本格的な勉強をした真の1回目の受験でありました。

（実際は記念受験を含めると2回目の受験です。）

その翌年、再度チャレンジし昨年より更に目標を高く掲げ、実力テストはトップを目指し、昨年と同じ勉強内容を繰り返し実力テスト4回の内2回は1位を取ることができました。

また、模試も積極的に受験しました。模試は消化不良にならない程度で受験することをお勧めします。模試の結果に一喜一憂することはあまり芳しいことではありませんが、こんなことも見落としていたのか、と必ず確認させられますし、模試を一つの区切りとして勉強のペース配分を作ったりしながら本試験までリードしてくれるからです。

模試は唯一、本試験と同じ時間配分で問題を解くことになりますので、長時間の択一式の問題を解くペース配分なども体験できます。

私は前年と同じ勉強方法ではれて平成17年度の本試験で合格することができました。結果は選択式34点、択一式52点でした。この1年でかなり実力が伸びました。

私の場合、記念受験を除けばこの勉強方法で実質 2 年で合格できたことになります。  
(私は合格まで 3 回受験しました。)

プラス教材として市販の一問一答の問題集を購入されることをお勧めいたします。一問一答を何度も回すことでかなり実力は上がります。

また、この勉強をし始めて感じたことは、あまり枝葉のことに気をとられないということです。  
インプットの段階でありこれはどうなんだと考えている間に次の科目が来てしまいます。  
考え方に固執しすぎると合格という目的からいつのまにか遠のいてしまっているなんてこともあります。気をつけてください。

私は現在、あの地獄のような時間が嘘だったかのように健康を回復することが出来ました。  
これも T A C を選択し、宮島先生にお会いすることが出来たからこそここまで来れたと思っています。

最後まで負けないという強い信念を持てれば必ず成功はついて来ると実感しました。  
皆さんも様々な事情の中で勉強されていらっしゃると思います。  
決して諦めないで下さい。この試験は一生懸命やれば必ず合格出来るものです。

最後に、今年しかないんだという意気込みで勉強してください。頑張ってください。

~~~~~

宮島先生、ご無沙汰しております。

さて、さっそくですが私なりの学習方法を報告させていただきます。
(時間の捻出方法に関しては、結婚後のことです。)

1. 時間の捻出方法(平日の場合)

- ・朝勉強する。夜ですと残業や疲れがあるので毎日確保出来ない場合がありますが、朝でしたら間違いなく時間は確保できます。あとは慣れの問題です。
- ・昼休みに勉強する。内勤だったので昼食後は時間を比較的確保しやすかったので 30 分から 40 分は確保できました。
- ・電車の中を利用。やはりこれを利用しない手はないです。
- ・夜は会社帰りに近くのファミレスを利用。家に帰ると家族との時間を確保しなければなりませんし、朝勉強しているせいか眠くなってしまうのでファミレスを利用しておりました。場所によってはドリンクが飲み放題なので意外にいいかも…。

結論としましてはやはり世間で言う細切れの時間をうまく利用することだと思います。
上記方法だけでも 1 日に 3 時間~4 時間は確保出来ました。

2. 勉強方法

- ・当り前のようですが、T A C の教材と過去問のみ。やはり勉強できる時間が限られていたので、いろいろと手をつけている余裕はありませんでした。
- ・択一式を解く際には「一問一答形式」ではなく必ず「五肢択一方式」にて問題を解いておりました。問題によっては相対評価で正解を選ばなければならない場合があるので、その選択方法を養うことができる等メリットのほうが大きいような気がします。また解答する際は、必ずどこが間違っているかをメモしておりました。(実力テストや答練でもこの用法で行っていたので、先生も見ることがあるかもしれませんが…) そのメモを電車の中で見たりしたので、結構いい復習にもなりました。

~~~~~

~~~~~

こんにちは●●です。

私は先生が講義の合間や試験直前におっしゃった「注意事項」などのおかげで合格させていただいたので、今、ガイダンスを受けていらっしゃる皆さんも、きっといつか先生のアドバイスに心から感謝する日が来ると思います。

「仕事と勉強の両立」という観点からお話します。

1. 何のために受験するのかをはっきりさせる
くじけそうになったとき、これは重要なのではないのでしょうか？
2. 勉強時間は細切れでも全然かまわない
仕事を持っていれば、まとまった時間はなかなかとれません。
細切れ、OK！その時間に集中すれば、問題ないと思います。
3. 自分にノルマを課す
私はラスト1ヶ月、自分にノルマを課していました。
ここまでやらなければ寝ない！（テキストを広げてうたた寝しましたが…）
4. 書き込みはテキストに
テキストにノートに、なんてやっていると荷物ばかり増えるし、
そもそも電車の中で広げられません。
私は書き込みはすべてテキストの余白にしていました。
大きな図表なら、別紙に書いてテキストに貼っておけばOK。
過去問に出題された個所には、「○問か×問か」
「×問ならどういう点で×だったのか」を書き込みました。
それらをチェックするだけでも、過去問の復習になりました。
5. 過去問や問題演習は論点の解説ができるまでやる
過去問や問題演習では、×問がどうして×なのか説明できるようにしました。
これをやっておくと、変化球がきたときにもある程度対応可能のように思います。
なお、過去問は厚くて大きいので、
私は科目毎にちぎってバラバラにして、解答とペアで持ち歩きました。

先生は良くご存知と思いますが、私はずっと劣等生でした（笑）

1ヶ月前の模試はボロボロ…答練もヒドイ成績…

でも、本番でできればいいのだから、と思って復習に力をいれました。

もちろん、劣等生をお勧めしているわけではありません。（笑）

ただ、途中でうまくいなくても、最後までやってみる価値はある、ということです。

~~~~~

言われて気づきましたが、もう試験の時期なのですね。  
皆様のご成功を祈念しております。

さて「秘訣」募集に一口応募させていただきます。

●TACに決めたら他のものには手を出さない。  
隣の芝生は良く見える、といいますが、講義、テキストをきっちりやれば  
他に手を出す余裕もないはず。

●毎日勉強を継続する。忙しい日は5分でも10分でもいい、気持ちを途切れさせないように。

なにはともあれ、自分の合格を信じてコツコツとやっていくことかと思います。  
偉そうに能書きをたれておりますが、ご参考になれば幸いです。

~~~~~

宮島先生、こんばんは、●●です。

勉強を始める前、もともと勉強家でもなく学生時代から法律というものに関わる学科も
あえて避けてきたところがあったので、この点で私にはハンディがあるように感じ、
社労士の資格など自分に取れるものだろうか？と不安に思っていました。
勉強を始めてからも条文の独特な言い回しに戸惑ったりしていました。
しかしこれは勉強を続けていくうちに徐々に慣れていきました。

私が勉強する上でずっと心がけていたことは

- ・毎日必ず少しでも勉強する
 - ・予習（テキストを読み、テキストの演習問題を解く）、
復習（受けたミニテストはその日のうちに見直す等）を欠かさない
*特に予習は必ずしておき、分からなかった部分を講義で集中して聞きました
 - ・テスト形式のものは全て手を動かさずに取り組む
 - ・過去問を何度も繰り返し解く
- という、ものすごく一般的で地道なものでした。

その他自分なりの工夫として効果があったと思われるのは、
テキストで読んだだけでは理解しにくい部分を簡単な図のようにして余白に記入し、
一目でどういうことが判るようにしていたことでした。

答練や模試では成績順位がわかるので、自分が今どの辺りに位置しているのかを常に
意識できたのも私にとってはいい刺激になり、勉強に意欲的に取り組むきっかけを
作ってくれました。

先生方に恵まれたおかげで講義も楽しんで受け続けることができたのですが、
どうしても勉強が嫌で仕方なくなった時は、
「だれに強制されたわけでもない。自分で決めて始めたこと。」
と自分自身に言い聞かせ乗り切りました。

以上、これが私の試験突破法になったと思います。
少しでも皆さんが勉強をしていく上での参考になったよいのですが…。

~~~~~

私の拙い体験談ですが、お役に立つかどうか…

「外でやってから帰宅する」

とにかくウチの中は誘惑が多いものです。寝ようと思えばいつでも寝れるし。ウチに帰ったらあとは「飯食って風呂入って寝るだけ！」にしておいた方がすっきりしますよ。私の場合は、会社帰りの喫茶店で11時に閉店の蛍の光が流れるまで勉強しました。

この方法にはもう一つの利点があります。

朝起きて会社に行くときに「あー、今日は会社を休んで一日勉強したい！」と思うことは皆さんもあると思います。そして会社に着くと、「早く仕事を切り上げて勉強したい！」なんてことばかり考えたりして…そう、会社を出た瞬間が一番ヤル気モードが高いときなのです。

鉄は熱いうちに打て、というか、一番勉強したくてたまらない時にしてしまうのが最も効率の良い方法だと思います。

それを電車に乗って、ご飯食べてお風呂入って…その後勉強しようなどと甘い考えを持っていて、「今日はもう遅いから明日にしよう」とか「眠くなったからこのへんでやめておこう」とか、つい自分を甘やかす方向へ考えがちです。

場所は喫茶店のほか、TACの自習室などいろいろとありますので、やりやすいところでどうぞ！

~~~~~

●●です。こんばんは。(^^)

私の場合、通勤時間が片道90分あったので、この通勤時間を利用して勉強していました。

TACから配布された過去問題集を各科目ごとに切り分けて持ち歩いていました。

最初はせっかくの本をバラバラに解体するのは抵抗があったのですが、バラバラにしてうすくしちゃった方が、気がラクになりました(笑)

分厚い本を見るだけでやる気なくなる人には絶対オススメですよ～

仕事と勉強を両立するって時間が限られてくると思います。

だからこそ、すき間時間を有効に使わないと、時間が足りなくなると思います。

机だけが勉強場所じゃありません。かばんに問題集をしのばせておいて、

ちょっと時間があったら目を通すだけでも、かなり頭に入ると思います。

ちなみに私は、平日はほとんど机に座って勉強していませんでした(笑)

~~~~~

宮島先生

土曜日の勉強会には久しぶりに出席しました。

あいにく人数は少なかったのですが、その反面アットホームな雰囲気でもかったです。

学習法の件ですが、昨年たまたま1年目で合格できたことを振り返ってみると、

①土日に集中的に勉強するより、忙しくても毎日少しずつ勉強する。

(継続は力なり。極端な話では30分でもOK)

②仮に土日に通学講座に通える場合には、予習よりも復習を徹底的にする。

(途中からほとんど予習はやめてしまった)

③通勤時間を活用する。(暗記カードや合格のツボ等)

④最後まで諦めない。(自分はテストで一度も成績優秀者にならなかったし、模試も合格点にはるかに及ばなかった。それに、試験1ヶ月前は心身ともに不調で受験自体を諦めようとも思った。)

⑤もし、夏休みが自由に取れるならば、試験前数日は休んで集中的に問題を解きまくるの效果的。(自分は永年表彰休暇も合わせて、直前5日間休みがとれたので、答練を解き直せた。)

⑥最後に最も効果的だったのが宮島先生の講義です。

(問題の解きなおしだけでなく、テキストの読み込みも重要なので、その際に大変役に立ちました。)

こんなところでしょうか。何かのご参考になれば。

~~~~~

宮島先生

●●と申します。

試験直前の緊張感と合わせて来年の受験生へのガイダンス、大変お疲れのことと思います。

私は昨年池袋校にて受講させていただき、宮島先生のおかげで1年で合格することができました。

【受験生へのアドバイス、合格体験記】

1. あえて自分を追い込みモチベーションを維持する

勉強を始める際に家族、会社、友人など、周囲の人たちに絶対一発合格宣言をしました。あえて自分を追い込むことで、モチベーションを維持できるし、有言実行すれば何かカッコいいなあ。。。という思いでの宣言でしたが、自分が思っていた以上の周囲からの協力、応援も得ることができ、勉強もしやすい環境を作ることができました。

くじけそうになった時にも、『宣言しちゃったしなあ。』と改めて初心に戻り頑張ることもできました。

2. 時間は意識的に作り出し、学習時間を確保する

仕事をしながらの勉強だったため、まとまった時間の確保が難しかったのですが、細切れ時間を徹底的に勉強にあてました。

通勤電車で行き帰り 30 分ずつ、昼休み 30 分、外回りで歩いているときも講義テープを聞くなど、意識的に勉強時間を作りました。

まさにちりも積もれば…であり、年間で見るとかなりの時間を確保することができたのではないかと思います。また短時間のため集中することもでき質の高い学習ができました。

3. カリキュラムと講師と自分を信じ邁進する

社労士試験は膨大な範囲の中からの出題となるため、どこかで勉強の歯止めをしなければなりません。私は宮島先生の講義でやったことは確実にする。

しかしそれでダメだったらしょうがないと心中する覚悟を決めました。

特に初学だからこそ、あれこれ手を広げるより、重要なポイントを反復、集中して学習することが確実に点数につながると思います。

自分が信じていることができる学校、講師を見つける。また自分を信じ目標に向かい邁進する。その気持ちの強さが全てだと思います。

何だかんだ考えはじめたら長文になってしまいました。すみません。。。。

しかし少しでもご参考にしていただければ幸いです。

またメールを打っていると一年前がとても懐かしく、
今更ながら宮島先生への感謝の気持ちが、改めて思い起こされます。

昨年の勉強友達も試験直前であり、
私も受験生みなさまの健闘を祈っております。

今後も勉強会等で、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~  
お疲れ様です。●●です。

自分が宮島先生のクラスを選択した理由としては、

- ①どこまで勉強の範囲を広げれば良いのか不安になるところを、先生の要点をまとめ、分かり易くまとめられた講義と資料の存在
- ②勉強に集中している（気合の入っている）レベルの高い受講生が多く、クラス全体の試験に対する熱意が高かったこと
- ③生徒間のコミュニケーションがあり、互いに刺激しあう事で、モチベーションの維持が図りやすかったこと

の3点が主な部分です。

少しでも役に立てればと思います。

~~~~~  
●●です。

早速お力になるれか不明ですが、書かせていただきます。

（１）一般的にお話できそうなこと

- ①合格できるか？できないのか？ではなく「合格する」と念じる。
- ②合格するために何をすべきかを考えて、妥協せずにやりぬく。
- ③何をすべきかを自分で考えると、やることが星の数ほどあるのでTACや宮島先生の「これをやって」という内容を確実に、コツコツやる。

基本的には、①～③でOKです。

（２）個人的な工夫としては、

- ④完全な朝方勉強にした。
会社勤めなので、帰宅時間が定まらない状態でした。帰宅後の勉強をあきらめて、朝2時間確保しました。
朝早く起きるコツは、夜早く寝ることです。（私、21時に就寝）
- ⑤TACの答練、模試は最後まで復習した。
直前2、3日は、答練、模試の復習に集中した。

（３）宮島クラス的には・・・

- ⑥デジボ命！
復習時には、テキストより先にデジボ確認！直前期は「デジボにない論点だったら、捨てよう！」と勝手に解釈。

こんな感じでよろしいでしょうか？

参考までに、

私は、理系の大学出身。

勉強開始時の年齢は30歳。

受験時は31歳。

労働法規などは、勉強始めて、初めて「労働基準法ってこんな風になってるんだあ」と思ったくらいのレベルです。

それでは、不明点あればお尋ねいただければ幸いです。

今日から事務指定講習行ってきました。

社労士は、勉強方法を間違えず、ある一定の時間を確保すれば必ず取れる資格です。

その点、きちんとした無理のないカリキュラムに沿った講義を受けられ、重複受講や振替受講もできる TAC はお勧めです。

私は以前、シスアドの資格を取得するときに TAC を利用させていただき、無事 1 回の試験で合格できたので、今回も学校は迷わず TAC を選びました。結果はなんと今回も 1 回で合格です。これも TAC の授業にきちんと通ったおかげだと思います。

忙しい社会人や学生の方たちなどは講義に通う時間を捻出するのも大変だと思いますが、可能であれば違う先生を重複受講すると、同じ内容でも異なる説明をしてくださったりするので、より記憶に残りやすかったりするかもしれません。

社労士の資格は非常に奥が深く、取得してから日々、知識のブラッシュアップが欠かせません。

法律を経営者側からアプローチするのか、労働者側から考えるのかによっても理解や説明の方法が大きく変わります。自分が望めば、単なる書類作成代行にとどまらず、経営コンサル的な企業側からの相談や、対極にある労働者の悩み解決にもおのれるので、とてもやりがいがあり、挑戦しがいのある資格だと思います。

宮島先生

ご返信いただきまして、ありがとうございます。先生が示していたいくつかの内容について書いてみました。使用せずでも、抜粋でも、あとは先生のご判断にお任せします

◇勉強を始めようかどうか・・・

不安があるときの悩みはつきないもので、勉強時間が確保できるか、ちゃんと授業に通えるか、最後までやりきれるか、合格率を考えるとどうだろうか、等々。わたしも様々な要素の間で悩みました。

しかし、せっかく気になって調べだした事を、悩んで、悩んで、結局は消極的な理由からやめてしまう。それは、一度はできた選択肢のその先の機会を、すべて自ら奪っていることになる気がしたのです。

わたしが勉強をして良かったことは、多岐に渡ります。知識を増やすことでいろいろな立場の人と状況に合わせた具体的な会話が可能になる。その後の選択肢がでてくる。自分の適性を知ることができる。どんな方向であれ目的のために努力をしている人の苦労がわかる。社会の動きにある専門的な方向から関心を注ぐことができる等々、きりがありません。

始めたもの勝ち。悩んでいる間に、えいっと申し込みの手続きを済ませて、さっさとテキストを揃えて始めてしまう。そんな潔い人への憧れもあり、わたしは勉強を始めました。

◇どこの学校にしようか・・・

宮島先生のクラスのある TAC がお勧めです。

そのクラスに乗って、波に乗りつつ、勉強を進めて行くことで合格が射程圏内に入ってきます。

宮島先生は長年のご経験から、具体的な勉強方法のアドバイス、各科目の細かな部分の質問への答え、精神的な不安に対するアドバイス、毎日の勉強スタイル等々、多岐に渡り、受験生に必要なあらゆる情報を与えて下さいます。

そのタイミングは絶妙で、普段からよく生徒の立場に立って、物事を考えてくださっている先生だと感じる事ができると思います。

それらの言葉は、道しるべとなり、お守りとなり、支えとなり、励みとなり。存在感つよく心に残り、合格への行動を元気にプッシュしてくれます。

信頼を寄せて通うことができるクラスです。信頼関係のある場所には不思議と輪ができるもので、同じ思いをしたもの同士、合格後も集う仲間を得ることもできました。

(あれ？TAC というより宮島クラスお薦めになってしまいましたね ^^ ;)

◇自分でも合格できるのか・・・

私にも不安がありました。

けれど、何かをやり遂げようと目標を掲げること。それは人生において数回しかない尊いチャンスです。試験に受かること、それは多大なエネルギーを要することであることに間違いはありませんが、何かを自分の意志によって企てることの尊さに触れ、それに全エネルギーを注ぐ楽しさを味わう貴重な機会です。

是非、覚悟を決めて飛び込んでみて下さい。そうして乗り越えた経験は、その後も、自分を信じて行動を起こして行ける礎となります。

◇合格するための勉強方法

まず場所についてですが、わたしは普段1人でぼけーっと時間を過ごしてしまうタイプなので、勉強は人の目がある自習室やカフェを利用しました。

自習室では、年下のコたちが頑張っているのを見ては、感心して自分も奮起し、カフェでは気分転換に周囲を眺め、以外と勉強をしている人は多いものだと感じて励みにしました。それから自分なりの気分転換をつくっておくと思います。

わたしの場合は、勉強の合間に音楽を聴いて、自分をポジティブな思考にのせ、勢いをつけることが、とても有効でした。そして、勉強方法で一番大事なことは、勉強スケジュールを立てることです。全科目について、何が何でも取りこぼさないという覚悟をしっかりと決めて組みます。社労士は試験範囲が広いので、本当にこれが分かれ道になると思います。

直前で科目を回しきれずに、今年は無理だと悟るのは本当に惨めです。これだけは、律してがんばって下さい。

暗記ものも多いので、とくに試験前2ヶ月のスケジュールを確実に回しきることが大切な気がします。季節的にも厳しい時期ですが、栄養ドリンク片手に、決めたところまでは絶対に終わらせるようにしました。慣れも必要と思ったので、試験時間と同じ時間、机に座り、集中しきることを繰り返していました。また、これは勉強方法ではありませんが、以外と大事なことで、周囲の理解を得つつ環境を調えることが大事だなあと、つくづく思いました。

わたしは、仕事をしながら限られた時間の中での受験だったので、直前期にはさすがに周囲の雑談にもメールにも答えている時間がありませんでした。事情を分かってもらえるように、2ヶ月前から宣言して、理解をもらいました。それはそれで、協力的に振る舞ってくれるよい友人が見えてくる期間になりました。勉強期間中は、いろいろな障害がふりかかってくると思うのですが、自分が集中できる環境を作りながら、試験に望むのが大事だと思います。

以上つたない文章に目を通して頂いてありがとうございました。